

令和3年1月7日

各 位

一般社団法人埼玉県薬剤師会  
会 長 鯉 渕 肇

緊急事態宣言発令に伴う本会事務局勤務体制について御協力のお願い

本日、政府から新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、地域を限定して緊急事態宣言が発令されました。

そこでこのような状況を踏まえ、本会事務局職員の感染する機会を減らすために、勤務体制を下記のとおりとすることにしました。

これに伴い、主に本会事務局へのお問合せの対応業務に関して御不便をおかけすることもあるかと存じますが、何卒御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

記

◎職員出勤体制：出勤する職員とテレワーク(在宅勤務)する職員 各々50%とする。

◎期 間：令和3年1月8日～